

平成29年度 第4回 四国中央市農業委員会

総 会 議 事 録

四国中央市農業委員会

平成29年度第4回農業委員会総会日程表

日 時 平成29年 7月 5日(水) 午後1時30分～

場 所 JAうま総合経済センター2階 会議室

招集者 四国中央市農業委員会会長 石川 有利

議 事 日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知  
について

日程第3 議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可  
申請について

日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後  
の事業計画変更申請に対する意見について

日程第5 議案第3号 農地法第5条第1項の規定による許可  
申請に対する意見について

日程第6 議案第4号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地  
利用集積計画の承認について(利用権貸借)

日程第7 議案第5号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願  
について

日程第8 諮問第1号 法定外公共財産(道・水路)の用途廃止  
について

日程第9 諮問第2号 農業振興地域整備計画の変更に対する  
意見について

出席委員(19名)

1番 大西 嘉一郎

2番 石川 有利

3番 星川 安徳

4番 横尾 昇

5番 押条 和司朗

6番 篠原 義尚

7番 鈴木 俊一

8番 武村 美枝子

9番 妻鳥 和美  
11番 坂上 宏  
13番 鈴木 博美  
15番 辻 政春  
17番 齋藤 伊勢子  
19番 石川 武将

10番 高橋 博  
12番 尾崎 靖雄  
14番 高橋 藤信  
16番 河村 薫  
18番 則友 祝則

出席農地利用最適化推進委員（25名）

1番 脇 純樹  
3番 薦田 悦男  
5番 高橋 忠明  
7番 宇高 勉  
9番 石村 好典  
11番 石川 修平  
13番 立川 貞美  
15番 河村 一碩  
17番 鈴木 一郎  
19番 加地 照男  
21番 越智 寧  
23番 近藤 良啓  
25番 鈴木 敏也

2番 藤田 紘正  
4番 森川 雅之  
6番 合田 慎太郎  
8番 鎌倉 靜夫  
10番 中泉 敏則  
12番 高橋 功  
14番 三好 忠行  
16番 合田 篤夫  
18番 真鍋 義孝  
20番 渡邊 繁  
22番 尾崎 寿則  
24番 高橋 祥志

出席した職員

事務局長 曾我部 和司  
係長 岡田 昇  
係長 石川 考太

次長 大西 唯文  
係長 河村 由美子

局 長       ご起立願います。

局 長       礼、ご着席ください。

局 長       それでは、開会にあたりまして、会長から総会招集の挨拶をお願い申し上げます。

会 長       何かと忙しい中、農業委員、推進委員の皆さん、今回は全員の参加となっております。今年の梅雨は、梅雨に入った途端に1週間ほど前は猛暑が続きまして、委員の皆様におかれましても体調の維持が難しくなりますが、各自ご自愛されて体調を崩さないようお願いしたいと思います。前回も少しお話しましたが、銅山川の3つのダムの貯水率、当初は40パーセント切るのではないかと心配していたのですが、今朝の段階で貯水率は44.1パーセント。前回より4、5パーセント下がっております。第三次の渇水調整は工業用水が30パーセント、上水道が5パーセントのそれぞれカット、農業用水については制限はありません。これが今後、ダムの貯水率が30パーセントになると、農業用水もカットになるのではないのでしょうか。雨が降らなければ、1日だいたい0.6パーセント貯水率が減ります。そうすると8月の前半くらいまでは、30パーセントを切らないのではないかと思います。この前の渇水調整委員会において意見を求められまして、農業用水だけはカットがないようにと要望してきましたが、30パーセントになるとどうかなと心配しております。梅雨もあと10日を過ぎますと梅雨明けを迎えますが、非常に厳しい貯水の状況で心配をしております。委員の皆さんにおかれましても、農業用水の節水にご協力いただきますようお願いいたします。

議 長       只今の出席委員数は、19名であります。

議 長       したがいまして、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

議 長       よって、第4回四国中央市農業委員会総会を開会いたします。

議 長           これより、会議を開きます。

議 長           議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

議 長           ご報告いたします。委員並びに推進委員の欠席はありません。  
全員の出席であります。

議 長           日程第1、会議録署名委員の指名を行います。

議 長           会議録署名委員は、総会会議規則第15条第2項の規定により、  
11番 坂上 宏委員、10番 高橋 博委員を指名いたします。

議 長           日程第2、報告第1号、農地法第18条第6項の規定による通知  
についてを議題といたします。

議 長           報告を求めます。岡田 昇君

岡田係長       受付番号17番～19番を議案書により報告

議 長           以上で報告を終わりました。

議 長           日程第3、議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申  
請についてを議題といたします。

議 長           議案の説明を求めます。岡田 昇君

岡田係長       議案第1号、農地法第3条第1項の規定による許可申請について  
をご説明いたします。受付番号51、川滝町下山の田1筆につきま  
しては有償移転ということで、規模拡大です。条件の第1号から第  
7号までにつきましては問題ありません。野菜を栽培するそうです。  
受付番号52番、土居町津根の田1筆については、規模拡大という  
ことで、条件第1号から第7号までについては問題ありません。水  
稲を作付するそうです。53番土居町津根の畑2筆、54番土居町  
津根の田1筆については、それぞれ交換移転ということで双方が所  
有地に隣接しており便利なためということです。53番について、  
条件第1号から第7号までについては問題ありません。果樹を予定

しているそうです。54番について、条件第1号から第7号までについては問題ありませんが、第6号の下限面積につきましては、現在では足りませんが、次の55番の方で使用貸借の分があり、それを合わせると条件はクリアされますので問題ありません。野菜を作るそうです。続きまして受付番号55番、土居町野田の畑1筆につきましては、使用貸借ということで条件第1号から第7号については、問題ありません。柑橘を栽培するそうです。受付番号56番、土居町野田の田2筆については、有償移転で規模拡大だそうです。条件第1号から第7号については問題ありません。野菜を作られるそうです。受付番号57番、土居町野田の田1筆については有償移転、規模拡大ということで条件第1号から第7号までについては、問題ありません。水稻を作付けされるそうです。58番土居町野田の田6筆、畑1筆、計7筆については、親から子への贈与となっております。条件第1号から第7号については問題ありません。水稻及び野菜を作付けするそうです。59番土居町天満の田4筆については、親から子への贈与となっております。条件第1号から第7号までについては問題ありません。水稻、野菜を作付けされるそうです。60番土居町蕪崎の田4筆、畑1筆、計5筆については有償移転で規模拡大だそうです。条件第1号から第7号までについては問題ありません。野菜を作付けされるそうです。61番土居町蕪崎の田1筆については、有償移転、規模拡大だそうです。条件第1号から第7号については問題ありません。水稻を作付けされるそうです。以上でございます。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。補足説明があればお願いします。

議 長 受付番号51番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 52番

尾崎寿則推進委員 譲渡人が土地を貸していたが、昨年、里芋を作って忙しくて収穫できなかったそうです。今は雑草が生えています。譲受人の

〇〇さんは家がすぐ近くということで、異議ありません。53番、54番についても異議ありません。

議 長            55番

河村 薫委員 譲渡人の〇〇さんところは、柑橘を植えており、ほとんどあとは荒れています。今回、〇〇さんが借りて今以上に管理をしていくということで、遊休農地の解消にもなるので意義ありません。

議 長            56番

委 員            56番、57番、58番については異議ありません。

議 長            59番

委 員            異議ありません。

議 長            60番

委 員            異議ありません。

議 長            61番

委 員            異議ありません。

議 長            他に質疑はありませんか。

議 長            格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長            まず、51番について採決いたします。関連がありますので、篠原委員の退席を求めます。

(篠原委員、退席)

議 長            それでは、農地法第3条第1項の規定による許可申請について、51番を原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号のうち、51番については原案のとおり許可することに決しました。

議長 篠原委員の入室を許可します。

(篠原委員、入室)

議長 篠原委員にお知らせいたします。51番については全員の賛成をいただき、可決いたしました。

議長 それでは、52番から61番までについて、原案のとおり許可することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第1号は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 日程第4 議案第2号 農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第2号、農地法第5条第1項の許可後の事業計画変更申請は4件です。受付番号16、妻鳥町の案件については、当初計画者は諸事情により計画を未実施のまま死亡し、相続人も高齢のため計画実施が困難なため、そのままの状態にしておきました。継承者は高速道路のインターに近い申請地に事業のニーズに応えるべく事務所を建設したいと考えております。現況は農地のため、議案第3号農地法第5条受付番号71の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号17、豊岡町長田の案件について、当初計画者はそこに車庫を建築し利用する計画でしたが、国道11号線を横切らなくてはならないため、計画を断念し家庭菜



園等に利用していました。継承者は隣接する長田事務所の製品の受注量が増え、従業員の数が増加したことにより申請地を駐車場として利用したいと考えております。現況農地のため、議案第3号受付番号76の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号18、土居町土居の案件については自己住宅を建築するため造成はしましたが、資金繰りが困難となり断念しておりました。自営で型枠大工をしているので、その資材置場に変更し、申請地を利用したいと考えております。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号19、土居町入野の案件については、当初計画者は自己住宅を建築する予定でしたが、自営業を営んでおり事業を遂行するための資金が不足して、そのままの状態にしておりました。継承者は平成18年度から太陽光発電システムの販売及び施行事業について、四国圏内を中心に展開しており、申出地を借り受けて更なる事業の拡大を図りたいと考えております。現況は農地のため議案第3号受付番号80の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。以上で議案第2号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で補足説明があればよろしくお願ひします。

議 長 受付番号16番 質疑ありませんか。

委 員 異議ありません。

議 長 17番

委 員 異議ありません。

議 長 18番

委 員 異議ありません。

議 長 19番

委 員 異議ありません。

議 長 ほかに、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可後の事業計画変更申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第2号は、変更相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第5、議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請は、13件です。受付番号69、妻鳥町の案件について、受人は申請地を譲り受け、社員の福利厚生として社宅を建築し、残地を貸駐車場として利用するものです。受人は〇〇〇〇〇会社、代表社員〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号70、妻鳥町の案件について、受人は現在社宅住まいであります。妻の実家に近い申請地に自己住宅を建築するものです。受入・渡入合致の一般個人住宅建設です。受人は〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号71、妻鳥町の案件については、受人は法人を設立したので、高速道路インターに近い申請地に事務所を建築したいと考えております。受入・渡入合致の事務所建設です。受人は株式会社〇〇〇代表取締役、〇〇〇〇。議案第2号受付番号16の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われれます。受付番号72、柴生町

の案件については、受人の農地に進入するための受人・渡人合致の地役権の設定です。受人、〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号73、中曽根町の案件については、受人は西日本地域を中心にドラッグストアを展開しており、業績の非常に良い四国中央市に新規出店を切望していたところによる受人・渡人合致の店舗建設です。受人株式会社〇〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号74、中曽根町の案件については受人は申請地を譲り受けて、受付番号73の一体利用地として〇〇〇〇〇〇に貸す貸店舗用地です。受人は〇〇 〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号75、中曽根町の案件については、こちらも受人は申請地を譲り受けて、受付番号73の一体利用地として〇〇〇〇〇〇に貸す貸店舗用地です。受人は〇〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号76、豊岡町長田の案件については、隣接する事務所の駐車場が手狭なため、申請地を譲り受ける受人・渡人合致の駐車場です。受人は株式会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。議案第2号受付番号17の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号77、土居町北野の案件については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人は有限会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号78、土居町土居の案件については、土居総合体育館利用者の増加による受人・渡人合致の駐車場です。受人は四国中央市長、篠原 実。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号79、土居町土居の案件については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人は有限会社〇〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号80、土居町入野の案件については、受人・渡人合致の太陽光発電施設です。受人は株式会社〇〇〇〇、代表取締役〇〇〇〇。議案第2号受付番号19の案件です。立地基準、一般基準ともに合致し、止むを得ないと思われます。受付番号81、土居町津根の案件については受人は土居町において多数ある工事の受注に応えるため、露天埋立土の仮置場として申請地を借り受けて一時転用するものです。申請地は第1種農地で転用は原則不許可であります。3年以内の一時転用で農地への復元計画により、平成32年3月末には農地に戻す

ものであり、例外許可事由に該当し、一時転用は止むを得ないと思われます。以上議案第3号の説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長 以上で、議案の説明は終わりました。

議 長 これより、質疑にはいります。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願ひします。

議 長 受付番号69番

委 員 69番、70番、71番については異議ありません。

議 長 72番

委 員 異議ありません。

議 長 73番

委 員 73番、74番、75番については異議ありません。

議 長 76番

委 員 異議ありません。

議 長 77番

委 員 異議ありません。

議 長 78番

委 員 異議ありません。

議 長 79番

高橋藤信委員 太陽光施設への転用ということですが、現地を見に行くと作物

を何年も作っていないということで、荒らすよりはいいだろうということで異議ありません。

議 長 80番

委 員 異議ありません。

議 長 81番

委 員 異議ありません。

議 長 他に質疑はございませんか。

齋藤委員 79番の補足ですが、土居地番なのですが実質は天満の管理する所なのですが、ここも何年か前に里芋を作ったのですが、旦那さんが亡くなって荒らしているので、きれいに整備していただけるのなら、異議はありません。

議 長 他に質疑はございませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 議案第3号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見について、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、議案第3号は、許可相当と認め、進達することに決しました。

議 長 日程第6、議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権貸借）を議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。岡田 昇君  
（岡田係長、受付番号95番を議案書により説明）

- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。なお、受付番号96番については再設定であります。
- 議 長 それでは受付番号95番、質疑ありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 96番については再設定であります。質疑はありませんか。
- 委 員 異議ありません。
- 議 長 ほかに、質疑はありませんか。
- 議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。
- 議 長 議案第4号、農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について（利用権設定）、支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。
- 委 員 拍手全員
- 議 長 拍手全員であります。よって、議案第4号は、支障がない旨の意見とすることに決しました。
- 議 長 日程第7、議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願についてを議題といたします。
- 議 長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
(大西次長、受付番号3番～4番、議案書により説明)
- 議 長 以上で、議案の説明は終わりました。
- 議 長 これより、質疑にはいりません。委員さんの方で、補足説明があれば、よろしくお願いします。
- 議 長 受付番号3番

委員 3番、4番については異議ありません。

議長 他に、質疑はありませんか。

議長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議長 議案第5号、相続税の納税猶予に関する適格者証明願について賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、議案第5号は、適格者である証明をすることに決めます。

議長 日程第8、諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止についてを議題といたします。

議長 議案の説明を求めます。大西 唯文君  
（大西次長、受付番号9番～12番を議案書により説明）

議長 これより、質疑にはいりません。

議長 受付番号9番、質疑はありませんか。

委員 9番、10番については水利組合や土地改良区の同意書もあるので問題ありません。

議長 11番

武村委員 工事ができているので、このあたり水路を使用することはないと思うので異議ありません。

議長 12番

立川推進委員 水路で水が流れている所と流れていない所があったが、迂回す

る所を作って廃止するのか。

大西次長 図面で確認しておりますが、議案書の後ろに付けてあります地図を見ていただいたらわかりますが、点線の部分を寄附し水路とする予定であります。

立川推進委員 はい、わかりました。異議ありません。

議 長 他に、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第1号、法定外公共財産（道・水路）の用途廃止については、廃止しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第1号は、廃止しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 日程第9、諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見についてを議題といたします。

議 長 議案の説明を求めます。河村 由美子さん

河村係長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見については、農業振興区域の除外3件です。受付番号7、個別除外のための案件です。申出人、〇〇〇〇〇〇〇株式会社、代表取締役〇〇〇〇。業績の向上により従業員が増えて既存の駐車場が不足したので、申出地を従業員に駐車場とするものです。申出地は隣接地であり既存の駐車場との一体利用が可能で選定条件に合致し、除外申出地以外に利用できる土地がなかったことから、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号8、個別除外のための案件です。申出人、〇〇〇〇は借家住まいで子供も成長し手狭になったため、実家の近くに自己住宅を建築したいと考えています。申出人夫婦、両親



とも土地を所有しておらず、今般、祖父の土地を借り受けて自己住宅を建築したいが、祖父の所有地の中で、除外申出地以外に利用できる土地がなかったの、止むを得ず農用地区域から除外するものです。受付番号9、個別除外の案件です。申出人、〇〇〇〇の所有する農地は、今般、津根工業団地の用地買収対象地となり、代替地を探していたところ、申出人の自宅近くの申出地の所有者との協議が整い、代替地として取得することが可能となりましたが、申出人は現在、給排水設備施工及びろ過装置施工、電気設備工事業等を営んでいるが、慢性的に資材置場等が不足している現状から、今後自宅を事務所として兼用する予定であり、自宅に近い今回の申出地を将来的に駐車場及び資材置場に転用し貸付したいと考えています。代替地の確保が遅れると市が進める津根工業団地の事業計画に影響が出るおそれがあるため、申出人及び代替地の土地所有者の土地、利便性を考えて申出人自宅近隣の土地等、複数検討した結果、申出地以外に利用できる土地がなかったの、止むを得ず農用地区域から除外するものです。以上3件になります。ご審議のほどよろしくお願ひします。

議 長       これより、質疑にはいります。

議 長       受付番号7番、質疑はありませんか。

委 員       異議ありません。

議 長       8番

委 員       異議ありません。

議 長       9番

委 員       異議ありません。

議 長       他に、質疑はありませんか。

河村 薫委員   9番で、工業団地で問題になっている農地ですか。

局 長 ○○さんの農地については、違反転用の解消をお願いしているの  
で。解消するというお返事はいただいております。状態としては農  
地として市が買い受けるということになっています。

議 長 他に何かご質疑はありませんか。

押条委員 農振については、前は期限があって、農振除外の申請をその時に  
やっていたと思うのですが、今はいつでもできるのですか。

局 長 今現在の状況からすると、全体見直しの最終段階にはいっており  
ます。たぶん7月20日頃、全体見直しが完了する予定なのですが、  
今個別で受付しているのは、実は全体見直しが今年の4月に終わる  
予定であったのが、事務の都合で1年延びたので、その間に個別除  
外の受付も平行してやっておりました。その間に平行して受付した  
案件が何件か出てきているのですが、全体の見直しが完了した後に  
即、個別除外を受付するというので、今意見書を取っていただい  
ている状況であります。最後に12条公告をすると完了するのです  
が、12条公告といっしょにこちらの方の11条公告をするという  
形で進めております。

押条委員 通常はないわけでしょう。

局 長 通常は随時受付はするのですが、11条公告という作業が平行し  
てできないので、1回11条公告を打ってしまうとそれから3ヶ月  
くらいは受付できません。年に数回しかできないのが現状です。

議 長 他に何かご質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 諮問第2号、農業振興地域整備計画の変更に対する意見について  
は、変更しても支障がない旨の意見とすることに賛成の委員の拍手  
を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、諮問第2号は、変更しても支障がない旨の意見とすることに決しました。

議 長 続きまして、日程の追加についてお諮りしたいと思います。すでに議案書といっしょに送付されております、四国中央市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」についてを、本日の日程に追加したいと思いますますが、よろしいですか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、ただ今より「四国中央市農業委員会、農地等の利用の最適化の推進に関する指針について」事務局の説明を求めます。  
大西唯文君。

大西次長 (指針について説明)

議 長 この指針については、まず、農地利用最適化推進委員のご意見をお聞きしたいと思いますますが、ご意見はございませんか。

立川推進委員 これは農業をしていない人でも、遊休農地を借りて家庭菜園のようなものを作ることができるのか。それはまた別になるのですか。

局 長 それはまた別です。農地については下限面積、法的には農業を営むためには、5反以上農地を持たないといけないというのがあります。共同菜園のような所の運営については、別の法律がありまして、共同菜園を作るのにもそれに合致した所でないとできないことになっています。個人が農業でないが、農地を家庭菜園をやることは法的には問題があるのではないかと思います。

合田篤夫推進委員 地域の農地図というか、遊休農地がどこかわかる図面等はあるのですか。それがわかれば、それに沿って交渉に行ったりできと思うので。

局 長 この後、農地の利用状況調査というのをお願いすることになりますが、1筆ごとの調査になりますので、後ろに各所の図面を用意しております。基本的にはお持ちいただくことはできないのですが、

今回の調査は全部持って内容を記入してお返ししていただくことになっておりますので、それを有効に活用していただくようなことでお願いをしたらと思います。

議 長 農業委員の皆さんの方で何か、質疑はありませんか。

議 長 格別ないようですので、これより採決いたします。

議 長 四国中央市農業委員会「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」については、原案のとおり賛成の委員の拍手を求めます。

委 員 拍手全員

議 長 拍手全員であります。よって、「農地等の最適化の推進に関する指針」については、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 お手元に追加分の書類があると思います。「賃貸借の合意解約に係る添付書類の内容変更について」ですが、お諮りいたします。これを日程に追加してもよろしいですか。

委 員 異議なし

議 長 それでは、追加分の説明を事務局に求めます。岡田 昇君。

岡田係長 (資料について説明)

議 長 以上で、説明が終わりました。何かこの件で質疑はございませんか。

鈴木一郎推進委員 印鑑証明書を付けていない市もあるのですか。

局 長 他市の状況をお聞きしていると、印鑑証明なしで解約しているというお話を何件かお聞きしました。新居浜市は全くとっていない。西条市は慣行小作権の解約時のみ、印鑑証明を付けているとのことでしたので、近隣市に合わすということも含めて、法的にどうなのかということを確認させていただいて、問題ないという回答をいた

だいたいで、今回提案をさせていただきました。

鈴木一郎推進委員 実際にはですね、慣行小作権を返す時に前はお金がかかるということでしたが、今は無料で返したいという所もあるので、できたら慣行小作権についても認め印だけにしたらと思いますが。

局長 慣行小作権について変更しないことにしたのは、小作人が死亡した場合に相続権が発生しますので、解約する時に実印をもらっていないと法的な措置を取られた時にどうすることもできない可能性が出てきます。慣行小作権については法務局の登記はないのですが、登記をしているのと同じような権利が発生しておりますので、この慣行小作権の解約時のみを実印でということに残しております。

鈴木一郎推進委員 逆に相続者が慣行小作権を相続しなくて、解約する場合に誰も印鑑証明を取れと言っても誰も協力しないという場合もあり、そのまま残っていることもある。

局長 これも国の方で法律改正をしている内容の1つにありまして、相続未登記の農地、宅地も含めてですが、全国でも多くなっています。その対応をするということで、これまでは所有権の半分以上を持っている方と話ができれば、何とかできる方法があったのですが、そこをもう少し緩和して、農地の場合、耕作される方がいなくなった時点で、農業委員会の権限で何とかできるというのを協議しているそうです。半年後か1年後にある程度の結果が出て来ると思いますので、国の協議をお待ちいただいたらと思いますので、よろしくをお願いします。

議長 他に、質疑はありませんか。

議長 ないようですので、採決いたします。原案のとおり、変更することに賛成の委員の拍手を求めます。

委員 拍手全員

議長 拍手全員であります。よって、賃貸借の合意解約に係る添付書類の内容変更については、原案のとおりとすることに決しました。

議 長 以上をもって、本日の日程並びに本総会に付議された案件は、すべて終了いたしました。

議 長 これより、その他の協議にはいりません。委員の皆さんから、何かご意見等がありましたらお願いします。

議 長 ないようでしたら、局長より、その他の事務報告をさせます。

局 長 事務報告

議 長 長時間にわたりまして審議いただき、誠にありがとうございました。これをもちまして、第4回四国中央市農業委員会臨時総会を閉会いたします。ご協力、ありがとうございました。

局 長 ご起立願います。

局 長 礼、お疲れ様でした。

閉会時間（15：05）

上記決議を明確にするため、この議事録を作成し署名委員がこれに署名する。

署 名 人

四国中央市農業委員会

議 長 石川有利

委 員 坂上宏

委 員 高橋 厚